

入間市コミュニティバスネーミングライツパートナー企業募集要領

1 趣 旨

入間市では、コミュニティバスの車両に企業等のマスコットキャラクター等の名称を命名する権利を売却し、マスコットキャラクター等の車体掲載権を付与する。

市は、その収入をコミュニティバスの運行経費に充て、持続可能な運行を図ることで、市民の移動手段を確保する。また、民間企業等への地域活動及び社会貢献の場を提供する。については、当事業に賛同していただける入間市コミュニティバスネーミングライツ・パートナー企業（以下「パートナー企業」とする）を公募する。

2 事業概要

- (1) パートナー企業の権利対象となるコミュニティバスの車両にマスコットキャラクター等の名称を命名することができる。また、マスコットキャラクター等を車体に掲載することができる。
- (2) ネーミングライツ料
コミュニティバス1台あたり年額100万円（消費税込み）
- (3) 契約期間は、概ね10年間（協定締結期間及び掲載期間は一致しない。なお、契約期間満了前に車両の滅失等があった場合は、別途協議する。）
- (4) 車両名称、規格等
 - ・車両の名称は、入間市有料広告の掲載に関する要綱を満たすものとする。
 - ・車両の名称は、企業名、商品名（ロゴマークを含む）等を可（原則商標登録されたもの）とするが、キャッチフレーズやロゴマークのみ等の標示は不可とする。
 - ・標示の範囲は、コミュニティバスの前後左右の車体部分とする。
 - ・標示方法は、シールで貼り付けするものとする。
 - ・色彩は、蛍光色、反射色及び赤、黄色の原色等交通の支障となる色を除く。
 - ・車両の標示及び消去は、パートナー企業が行う。
 - ・施工費用等は、すべてパートナー企業の負担とする。ただし、事故等で破損した場合の補修費等は、市及びパートナー企業、運行事業者で協議する。

※ 注意事項

- ・原則としてコミュニティバスは現状有姿で、標示可能な範囲に標示する。そのため、コミュニティバスの構造、形状等から希望に添えない場合がある。
- ・提案された名称（ロゴマークの形状、文字形態、文字色等を含む）は、入間市コミュニティバスネーミングライツパートナー企業選定委員会（以下、「選定委員会とする」）及び入間市有料広告審査会（以下「審査会」とする。）の審査に従い、変

更となる場合がある。

(5) 地域貢献の提案

パートナー企業として、当該コミュニティバスや公共交通の利用促進等の活動など、地域貢献の場として活用する提案も合わせて依頼する。

(6) 応募資格

法人を対象とし、入間市有料広告の掲載に関する要綱を満たすもののうち、次のいずれかに該当するものは除く。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- ・入間市から入札参加の停止措置を受けているもの
- ・その他パートナー企業となることが適当でないと市が認めるもの

3 応募方法

(1) 提出書類

- ・応募申込書（様式第1号）
- ・誓約書（様式第2号）
- ・法人の概要（様式第3号）
- ・役員調書（様式第4号）
- ・登記事項証明書（商業登記簿謄本等）
- ・印鑑証明書

(2) 提出部数

1部

(3) 受付開始日

令和2年1月6日から隨時

(4) 提出方法

- ・持参の場合

入間市都市整備部都市計画課

※土・日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- ・郵送の場合

〒358-8511 入間市豊岡1-16-1

入間市都市整備部都市計画課宛

(5) 質問事項の受付及び回答方法

質問事項を記載した文書（様式は任意）を下記の方法で受付する。

- ・郵送の場合 〒358-8511 入間市豊岡1-16-1
- ・FAXの場合 04-2965-0232
- ・メールの場合 ir271000@city.iruma.lg.jp

※回答は市公式ホームページへ掲載

(6) 提案にあたっての費用負担

提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用は応募者の負担とする。

(7) 留意事項

・提案書の変更

軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできない。

・提案書の扱い

提案書等は返却しない。情報公開請求があった場合には、入間市情報公開条例に基づき提案書を公開する場合がある。

・提案の辞退

提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

・虚偽又は不正の記載をした場合の取扱い

提案書の内容に虚偽又は不正の記載があった場合は失格とする。

4 選定方法

パートナー企業の候補選定にあたっては、選定委員会で選定し、審査会へ諮る。

決定後、速やかに決定したパートナー企業へ通知する。

5 協定の締結方法

選定されたパートナー企業候補者と最終的な協議を経て、協定を締結する。

6 協定解除

社会的信用を損なう行為等により市又はコミュニティバスのイメージが損なわれた場合若しくは損なわれる恐れがある場合等、パートナー企業とすることが適当でないと認められる場合には、市は協定の締結を解除することができる。この場合、現状復旧に必要な費用は、パートナー企業の負担とする。

7 ネーミングライツ料の支払い

市が発行する請求書により、期限までに支払いを完了させる。

8 問い合わせ先

入間市都市整備部都市計画課

電話：04-2964-1111（内線3313） FAX：04-2965-0232

E-mail：ir271000@city.iruma.lg.jp